

資料 13 特別支援教育就学奨励費制度について（府立支援学校）

※以下の内容は、令和 7 年度のもので、令和 8 年度以降、制度や支給金額などが変更になることがあります。

■ 特別支援教育就学奨励費とは

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づいて、支援学校に就学している幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的な負担を軽減し、就学を奨励するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な経費を補助する制度です。

※制度の詳細は、大阪府ホームページに掲載している、「特別支援教育就学奨励費のあらまし」をご覧ください。

【大阪府ホームページ】特別支援教育就学奨励費

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/shushohp/index.html>

■ 支給対象者

府内支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等を対象としています。

■ 補助対象となる経費

教科用図書購入費、学校給食費、通学費・帰省費、職場実習費（交通費・宿泊費）、交流及び共同学習費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童・生徒学用品・通学用品費

※保護者等が実際に負担した経費に応じて支給を行います。定額支給ではありません。また、在籍学部や支弁段階の区分等によって補助対象となる経費や補助限度額が異なるため、保護者等が負担した経費の全額が支給されるわけではありません。

■ 経費の支給基準

特別支援教育就学奨励費は、保護者等の負担能力（世帯全員の収入状況等）に基づき支弁段階の区分を決定し、これに応じて支給されます。支弁段階の区分は、次の 3 段階に分類されます。

支弁段階	補助割合	対象世帯
第 1 段階	補助対象となる経費の全額を支給	所得が生活保護基準の 1.50 倍未満の世帯または生活保護受給世帯（これに準ずる世帯を含む）
第 2 段階	補助対象となる経費の全額又は半額を支給（経費により異なる）	所得が生活保護基準の 1.50 倍以上 2.50 倍未満の世帯
第 3 段階	補助対象となる一部の経費のみ支給	所得が生活保護基準の 2.50 倍以上の世帯

■ 申請の手続き等

支弁区分の判定に必要な書類の提出等、支給にかかる手続は、就学中または就学予定の支援学校を通して行う必要がありますので、就学中または就学予定の支援学校へお問い合わせください。